

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人 泉の会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事（以下「役員」という。）の報酬支給に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う非常勤の理事長に対して役員報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は月額100,000とする。
- 3 他の役員に役員報酬は支給しない。

(支給日)

第3条 理事報酬は毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

- 2 報酬の計算期間は月の初日から末日までとし、月に1回、その全額を理事長が指定した金融機関を通じて口座に振り込むものとする。

第4条 職務に従事したときの費用は別に定める旅費規程により弁償する。

- 2 定期に開催される会議への参加の費用弁償は行わない。
- 3 開催案内又は招集に応じたときは、その用務の内容により必要な場合は弁償できる。

第5条 この規程の改廃については、評議員会の議決を要する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年6月1日より施行する。

社会福祉法人 泉の会 役員名簿

(任期：平成 29 年 6 月 20 日～

平成 30 年会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで)

1. 理事 (定数 6 人)

No.	役 職	氏 名
1	理事長	山口 保治
2	理事	多田 文昭
3	理事	山口 敦己
4	理事	高橋 博紀
5	理事	関 定次
6	理事	目黒 正春

1. 監事 (定数 2 人)

No.	役 職	氏 名
1	監事	木村 武雄
2	監事	中沢 雅美